

令和6年度 第1回  
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会  
資料

日時 : 令和7年2月3日(月) 18:30~20:30

場所 : 本庁舎6階 611・612・613会議室

目 次	ページ
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿	・・・3
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例	・・・4
高齢者保健福祉計画の施策体系	・・・6
報告・協議事項	
1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6～	・・・7
8年度)の取組状況について	
(1) 取組状況全体の報告	別紙資料1・2
(2) 認知症施策の方向性と本市での取組,	・・・8
第二期成年後見制度利用促進基本計画策定に向け	
て	別紙資料3
(3) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者	・・・38
努力支援交付金について	別紙資料4

## 別紙資料

- 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6～8年度)取組状況
- 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3～5年度)取組状況
- 3 認知症施策推進基本計画
- 4 介護保険課 資料

## 高知市高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿

任期: 令和5年4月1日～令和8年3月31日

※大畑委員は令和5年7月12日～和田委員は令和6年4月1日～藤井委員は令和6年6月19日～

	所属	役職等	委員氏名
1	国立大学法人高知大学	教授	安田 誠史
2	一般社団法人高知県作業療法士会	会長	浅川 英則
3	一般社団法人高知市医師会	理事	藤井 貴章
4	一般社団法人高知市歯科医師会	会長	宮川 慎太郎
5	公益社団法人高知県栄養士会	会長	新谷 美智
6	公益社団法人高知県薬剤師会	高知市薬剤師会会長	植田 隆
7	公益社団法人高知県理学療法士協会	会長	大畑 剛
8	公益社団法人 高知市シルバー人材センター	局長	藤原 好幸
9	公益社団法人 認知症の人と家族の会高知県支部	代表	楠木 司
10	高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本 雅彦
11	高知県ホームヘルパー連絡協議会	副会長	川田 麻衣子
12	高知県老人福祉施設協議会	副会長	福田 晃代
13	高知市居宅介護支援事業所協議会	会長	和田 真樹
14	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	公文 康俊
15	高知市老人クラブ連合会	副会長	北代 俊雄
16	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	常務理事	池内 章
17	特定非営利活動法人 高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二
18	公募委員		小笠原 育子
19	公募委員		西村 敦司
20	公募委員		藤田 千夏

## ●高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 47 号)

(設置)

第1条 高知市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)及び高知市介護保険事業計画(以下「介護保険計画」という。)の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進の方策に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の見直しに関すること。
- (5) 高齢者保健福祉計画と介護保険計画との調和に関すること。
- (6) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第3号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

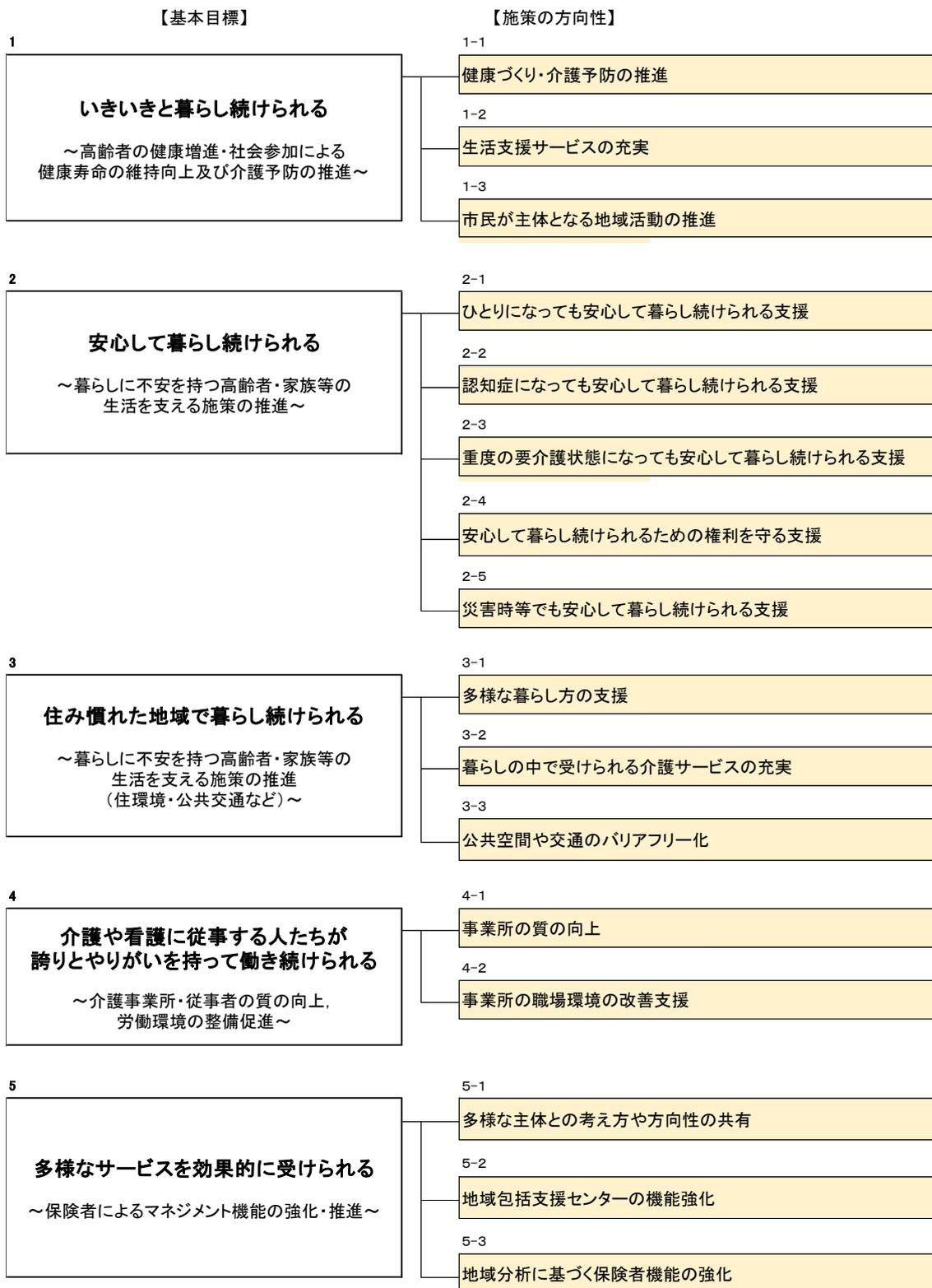
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において置かれていた高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(高知市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱(平成6年7月26日制定)の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。)は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

## ●高齢者保健福祉計画の施策体系

**基本理念** : 『 **ちいきぐるみの支え合いづくり** 』



# 報告・協議事項

## 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）の取組状況について

### （1）取組状況全体の報告

- 主に別紙資料1を用いて説明を行います。

(2) 認知症施策の方向性と本市での取組，第二期成年後見制度利用促進基本計画策定に向けて

▶参考資料として別紙資料3をご覧ください。

# 認知症施策の方向性と本市での取組

～認知症になっても希望を持って暮らし続ける高知市を目指して～



高知市基幹型地域包括支援センター

# 今後の認知症支援について国の方向性

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

### 目的

令和6年1月1日に施行

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進  
⇒認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合  
いながら共生する活力ある社会 (=共生社会) の実現を推進

厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会 (第107回) 資料より抜粋

# 参考

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年法律第65号  
令和5年6月14日成立、  
同月16日公布  
令和6年1月1日施行

### 1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

### 2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。**
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営むことができる。**
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。**
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野における総合的な取組**として行われる。

### 3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念**にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解**を深め、**共生社会の実現に寄与**するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上の措置**その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

### 4.認知症施策推進基本計画等

政府は、**認知症施策推進基本計画**を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ**都道府県計画・市町村計画**を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

## 5.基本的施策

- ①【**認知症の人に関する国民の理解の増進等**】  
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
  - ②【**認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進**】
    - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
    - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
  - ③【**認知症の人の社会参加の機会の確保等**】
    - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
    - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
  - ④【**認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護**】  
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
  - ⑤【**保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等**】
    - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
    - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
    - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
  - ⑥【**相談体制の整備等**】
    - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
    - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
  - ⑦【**研究等の推進等**】
    - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
    - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等
  - ⑧【**認知症の予防等**】
    - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
    - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## 6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

# 認知症施策推進基本計画

## 重点目標

令和6年12月3日閣議決定

1. **新しい認知症観**の理解
2. 認知症の人の意思の尊重
3. 認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし
4. 新たな知見や技術の活用

基本計画対象期間：令和6年12月から令和11年度までのおおむね5年間

**新しい認知症観**とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けられることができるという考え方である。

\*詳細については、別紙1 認知症施策推進基本計画全文参照

### 認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

#### 前文 / I 認知症施策推進基本計画について / II 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
  - 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。  
 ※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

#### III 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

#### IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

#### V 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

## 基本的施策（抄）

### 1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- ・ 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- ・ 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

### 2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- ・ 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- ・ 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

### 3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- ・ 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- ・ 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- ・ 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

### 4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・ 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- ・ 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

### 5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- ・ 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- ・ 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- ・ 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

### 6. 相談体制の整備等

- ・ 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- ・ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

### 7. 研究等の推進等

- ・ 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- ・ 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

### 8. 認知症の予防等

- ・ 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- ・ 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

### 9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- ・ 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

### 10. 多様な主体の連携

- ・ かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

### 11. 地方公共団体に対する支援

- ・ 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

### 12. 国際協力

- ・ 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

## 重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数</li> <li>認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数</li> <li>認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度</li> <li>国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況</li> </ul>
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数</li> <li>行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数</li> <li>医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数</li> <li>認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合</li> </ul>
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数</li> <li>認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数</li> <li>医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数</li> <li>認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数</li> <li>製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数</li> <li>基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数</li> <li>認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合</li> <li>地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合</li> <li>認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合</li> <li>認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合</li> </ul>
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数</li> </ul>

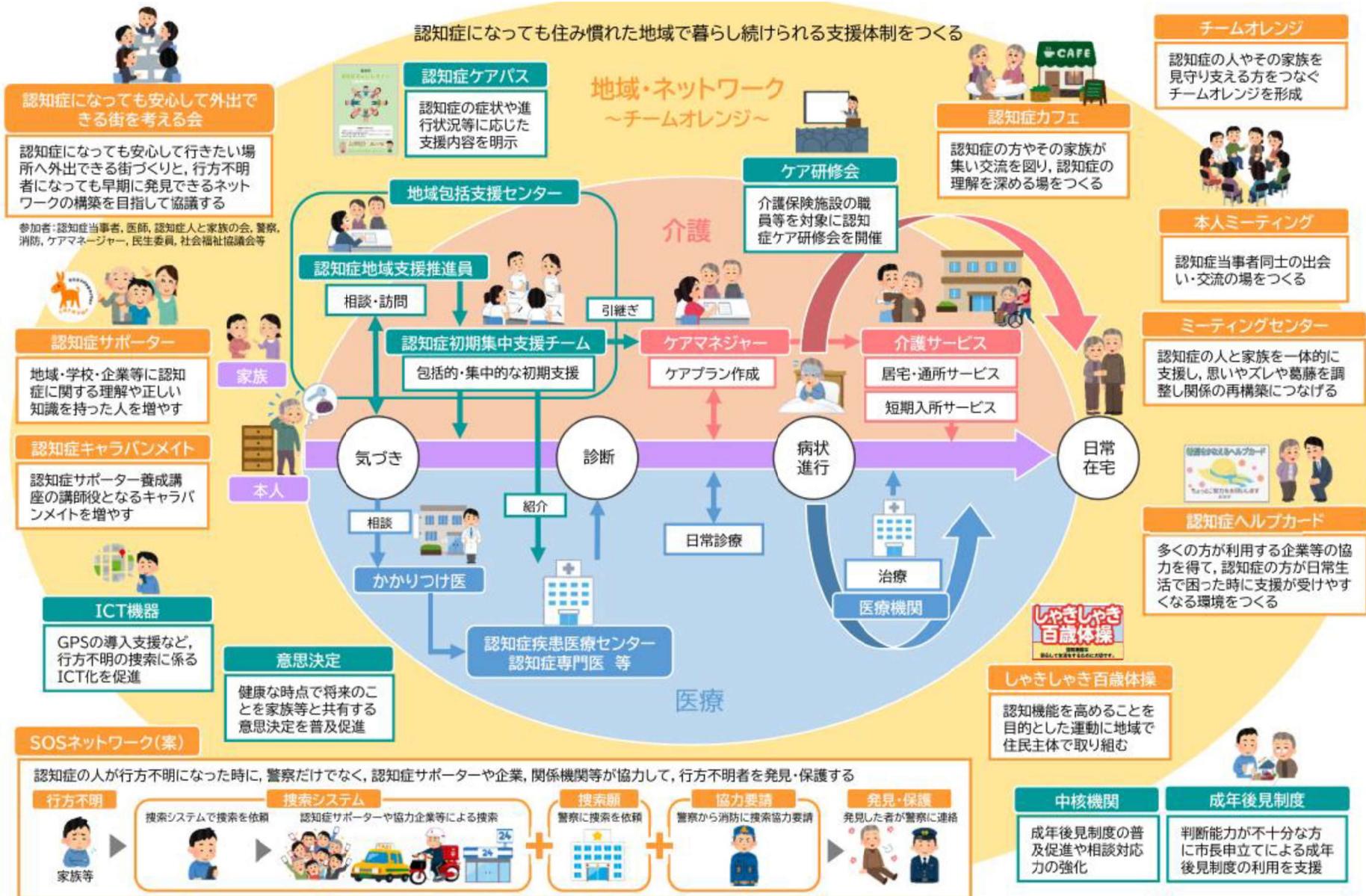
# 第9期高知市高齢者保健福祉計画に 内包する形で認知症施策推進計画を策定

## 2 安心して暮らし続けられる

### 2-2 認知症になっても安心して暮らし続けられる支援

- 認知症に対する理解促進
  - ・ 認知症サポーター養成講座
  - ・ 認知症サポーターステップアップ研修
  - ・ 認知症ケアパスの普及促進
  - ・ 認知症当事者による本人発信支援
- 認知症の人と家族の支援
  - ・ 認知症地域支援推進員の配置
  - ・ 認知症初期集中支援の充実
  - ・ 認知症初期集中チーム検討委員会の開催
  - ・ 認知症の人と家族への一体的支援事業
- 認知症の人を支えるネットワークの拡充
  - ・ 気軽に集い交流する場づくりの推進
  - ・ チームオレンジの形成
  - ・ 認知症の人や家族を支援するSOSネットワークの体制の充実
  - ・ 希望をかなえるヘルプカードの利用促進
- 若年性認知症の人への支援

# 高知市の認知症支援体制イメージ



# 第9期高知市高齢者保健福祉計画に 内包する形で認知症施策推進計画を策定

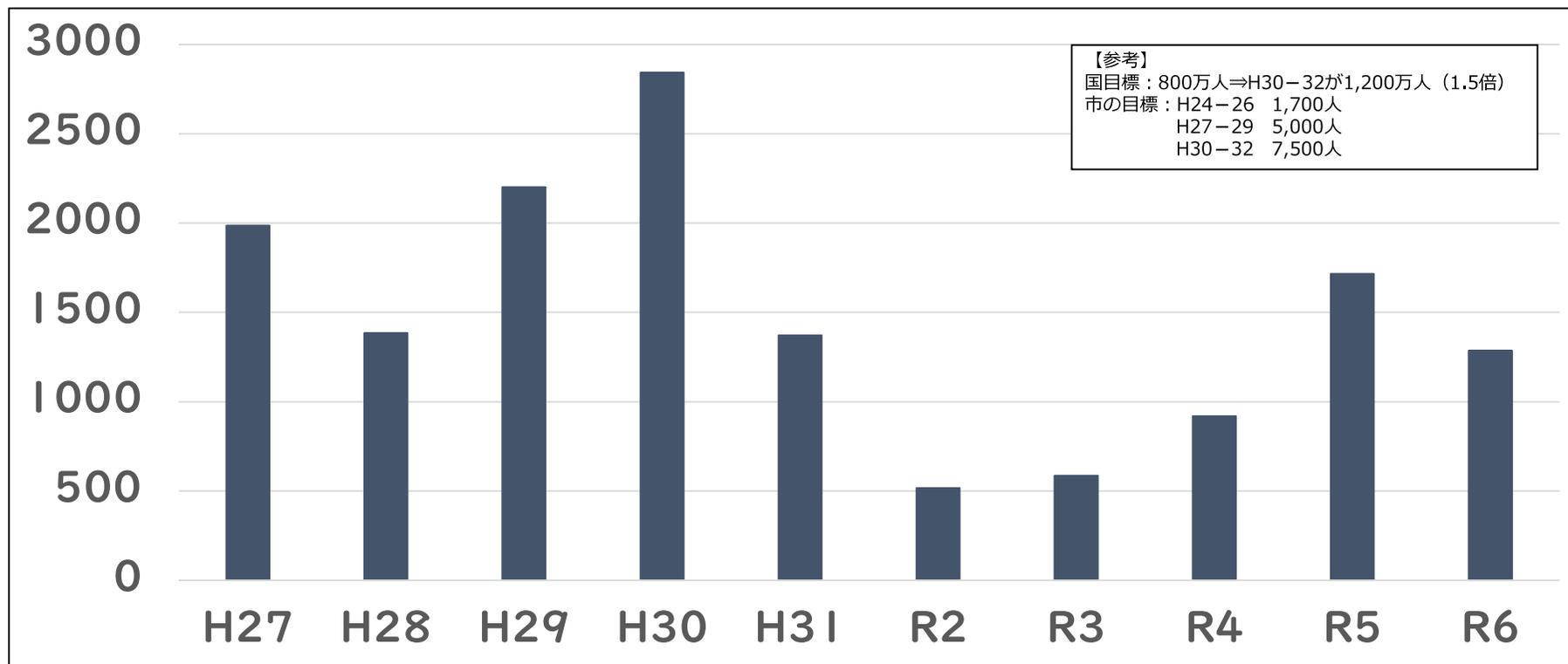
## 2 安心して暮らし続けられる

### 2-2 認知症になっても安心して暮らし続けられる支援

- 認知症に対する理解促進
  - ・ 認知症サポーター養成講座
  - ・ 認知症サポーターステップアップ研修
  - ・ 認知症ケアパスの普及促進
  - ・ 認知症当事者による本人発信支援
- 認知症の人と家族の支援
  - ・ 認知症地域支援推進員の配置
  - ・ 認知症初期集中支援の充実
  - ・ 認知症初期集中チーム検討委員会の開催
  - ・ 認知症の人と家族への一体的支援事業
- 認知症の人を支えるネットワークの拡充
  - ・ 気軽に集い交流する場づくりの推進
  - ・ チームオレンジの形成
  - ・ 認知症の人や家族を支援するSOSネットワークの体制の充実
  - ・ 希望をかなえるヘルプカードの利用促進
- 若年性認知症の人への支援

# 認知症に対する理解促進

## 認知症サポーター養成講座



\*グラフはH26年度～R6年11月末で作成

H18～ H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	合計
12,695	1,986	1,385	2,202	2,842	1,372	518	587	919	1,716	1,285	27,507

# 認知症に対する理解促進

認知症に関する啓発ツールについて、当事者によるメッセージ動画の活用や、認知症の当事者やご家族にご登壇いただくなど、当事者視点を重視した内容に随時見直ししながら、取り組んでいます。

受講された方からは、これまでの認知症に対するイメージが変わった、当事者意識が芽生えたなどの意見あり。



昨年度の民生委員児童委員協議会の様子  
ブロック研修会のテーマ「認知症を理解する」



当事者メッセージ動画



当事者・家族が登壇

# 認知症に対する理解促進

## 認知症サポーターステップアップ研修

認知症サポーター養成講座修了者の方で更に認知症について学びたいと希望のあった方に対するスキルアップ研修会。コロナ禍で開催を休止していましたが、今年度各地域包括圏域単位でモデル的に開催。

認知症カフェに行ってみたい。何か自分で出来る活動をしたい！



認知症=終わりのイメージが変わった。希望が見えた。



# 第9期高知市高齢者保健福祉計画に 内包する形で認知症施策推進計画を策定

## 2 安心して暮らし続けられる

### 2-2 認知症になっても安心して暮らし続けられる支援

- 認知症に対する理解促進
  - ・ 認知症サポーター養成講座
  - ・ 認知症サポーターステップアップ研修
  - ・ 認知症ケアパスの普及促進
  - ・ 認知症当事者による本人発信支援
- 認知症の人と家族の支援
  - ・ 認知症地域支援推進員の配置
  - ・ 認知症初期集中支援の充実
  - ・ 認知症初期集中チーム検討委員会の開催
  - ・ 認知症の人と家族への一体的支援事業
- 認知症の人を支えるネットワークの拡充
  - ・ 気軽に集い交流する場づくりの推進
  - ・ チームオレンジの形成
  - ・ 認知症の人や家族を支援するSOSネットワークの体制の充実
  - ・ 希望をかなえるヘルプカードの利用促進
- 若年性認知症の人への支援

# 認知症の人と家族の支援

## 認知症の人と家族の一体的支援事業

### ミーティングセンターKOCHIの活動

令和5年10月よりスタート 現在10組から15組程度が参加

ご本人とご家族と一緒に、「叶えたいこと」「やりたいこと」を話し合いながら、取り組んでいます。回数を重ねるごとに当事者やご家族の表情が明るくなり、沢山のことにチャレンジしています。



# 第9期高知市高齢者保健福祉計画に 内包する形で認知症施策推進計画を策定

## 2 安心して暮らし続けられる

### 2-2 認知症になっても安心して暮らし続けられる支援

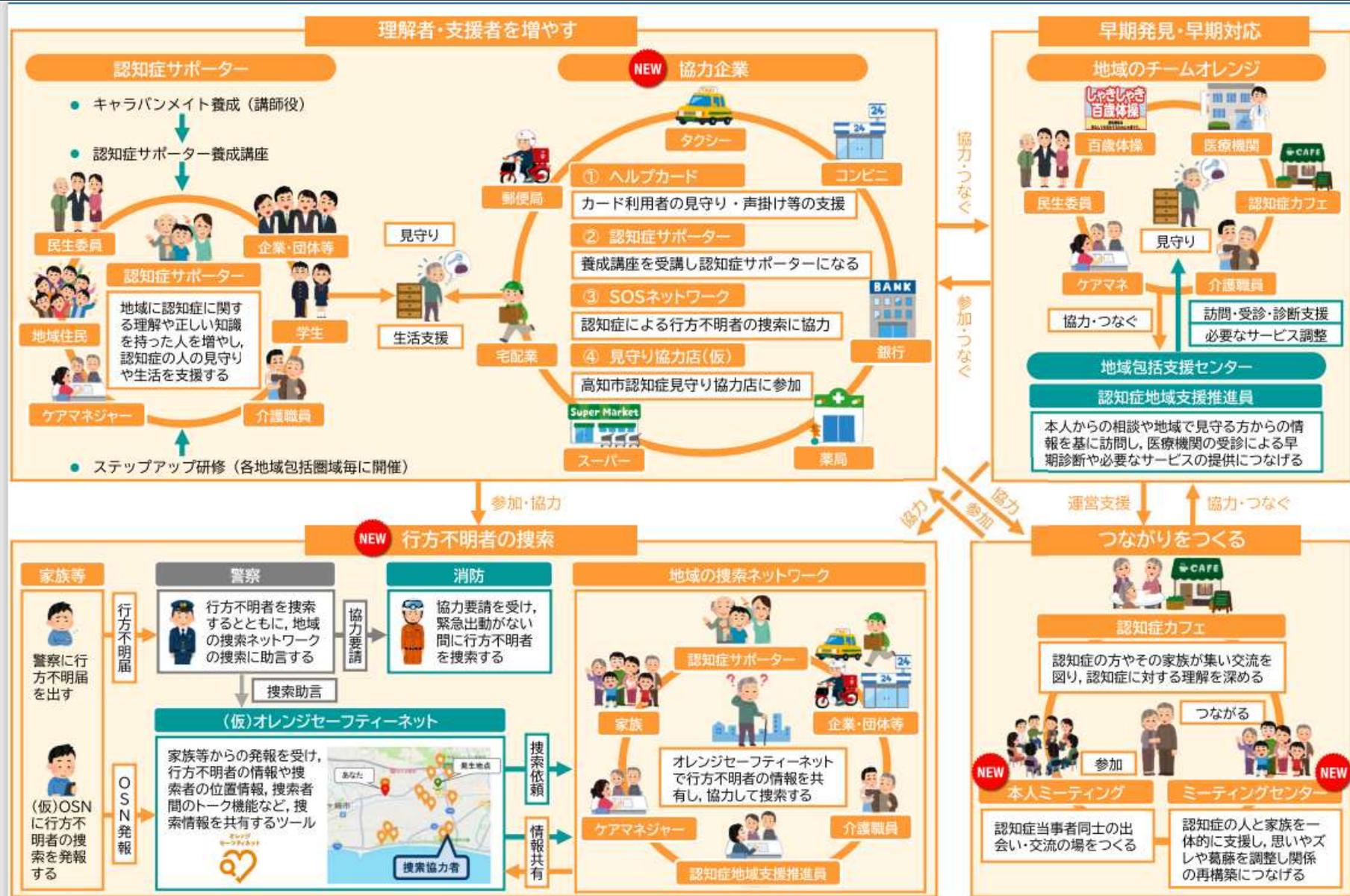
- 認知症に対する理解促進
  - ・ 認知症サポーター養成講座
  - ・ 認知症サポーターステップアップ研修
  - ・ 認知症ケアパスの普及促進
  - ・ 認知症当事者による本人発信支援
- 認知症の人と家族の支援
  - ・ 認知症地域支援推進員の配置
  - ・ 認知症初期集中支援の充実
  - ・ 認知症初期集中チーム検討委員会の開催
  - ・ 認知症の人と家族への一体的支援事業
- 認知症の人を支えるネットワークの拡充
  - ・ 気軽に集い交流する場づくりの推進
  - ・ チームオレンジの形成
  - ・ 認知症の人や家族を支援するSOSネットワークの体制の充実
  - ・ 希望をかなえるヘルプカードの利用促進
- 若年性認知症の人への支援

# 認知症の人を支えるネットワークの拡充

## 認知症になっても安心して外出できる街づくりの会

	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
日時	令和5年6月7日	令和5年10月11日	令和6年2月14日	令和6年12月2日
主な協議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 認知症当事者の視点にたった支援を考える</li> <li>② タクシー会社など民間企業を含めた関係機関との連携体制の構築</li> <li>③ ケアマネジャーのこれまでの経験から効果的な支援方法や成功事例を調べる</li> <li>④ 地域で見守る支援体制の構築に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① SOSネットワークの仕組みは有効な方法として推進</li> <li>② 地域の見守り体制整備のため認知症サポーター等の理解者を増やす。網の目を細かくするため、企業にも働きかける</li> <li>③ 認知症の診断に早期につなげる仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 認知症になっても安心して外出できる見守りSOSネットワークづくりの構築</li> </ul> <p><u>ICT等活用した見守りの仕組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 認知症の偏見をなくし、希望を持って暮らし続けられる街づくりに取り組む</li> </ul> <p><u>高知市版チームオレンジ形成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 認知症当事者の視点に立った多様なサービスの創設</li> </ul> <p><u>ヘルプカード</u> <u>ミーティングセンター</u> 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 昨年度から今年度の取組状況報告</li> <li>② ICT等を活用した見守りの仕組みづくりに向けた調査結果報告</li> <li>③ 見守り体制の仕組みづくりのためには、市民の認知症の理解が重要</li> </ul> <p><u>「新しい認知症観」の浸透</u></p>

# 高知市チームオレンジ形成のための取組



# いきいき百歳体操会場でも地域のチームオレンジ!

高知市版チームオレンジの形成  
地域のチームオレンジ  
実績報告 (令和6年10月1日時点)

## 18チーム / 14圏域

\*18チームのうち、4チームはチームオレンジのメンバーと地域包括支援センターが連携・情報共有しながら認知症当事者を地域で支えている。

いきいき百歳体操で地域のチームオレンジ

やっぱり人と交流することが必要。

認知症になってもできることをやっ  
てもらおう、役割をもつ。そして周り  
はそれを見守って地域で暮らしてい  
けるよう支えあう事が大事やと思う。

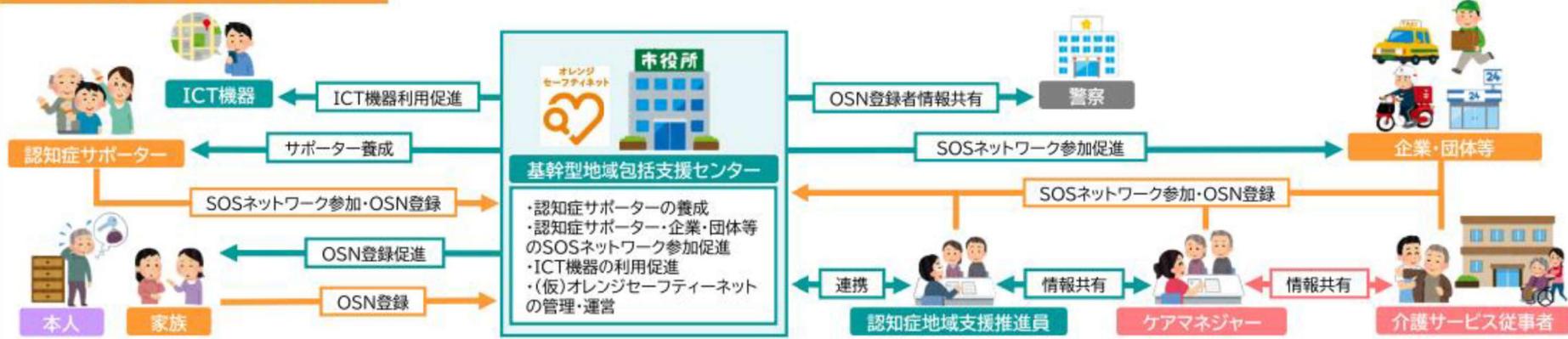


五台山唐谷地区 長崎さん

# 高知市見守りSOSネットワークづくりの構築

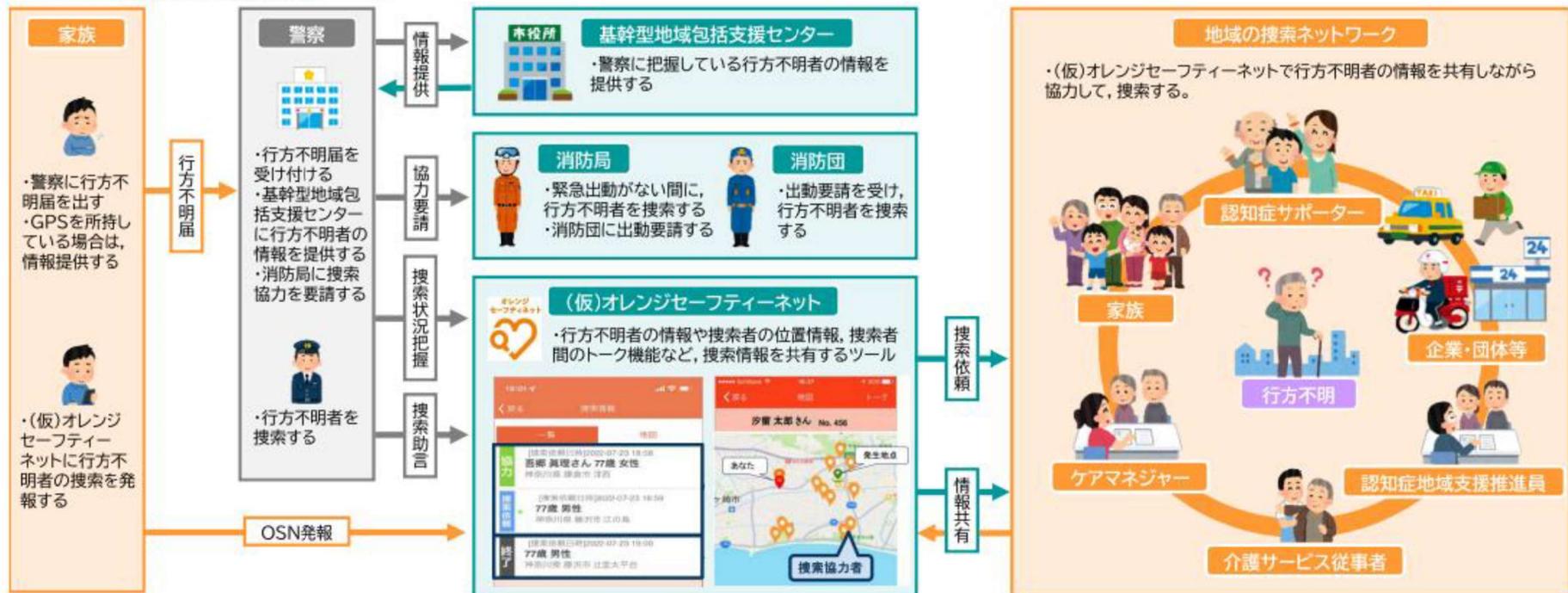
## 行方不明発生前の取組

認知症により行方不明になった方を協力して検索するSOSネットワークに参加する方を増やす



## 行方不明発生後の取組

認知症の人が行方不明になった時に、警察だけでなく、認知症サポーターや企業、関係機関等が協力して、行方不明者を検索する



# 新しい認知症観を浸透していくための取組方法

## 認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業の国庫補助金を活用

(1)認知症の人や家族等の意見を施策に反映させるための会議開催

○「認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりを考える会」を開催

(2)認知症の本人の発信支援のための事業

○市民等への啓発活動の講師謝金

○認知症の人や家族の視点に立った啓発ツールの製作

(3)認知症の人や家族等の意見を丁寧に聞く場の設置

○認知症カフェ・ミーティングセンター等の普及促進



本市の認知症施策へ反映



**認知症基本計画に基づき新しい認知症観の浸透を図る**

# 認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりを考える会

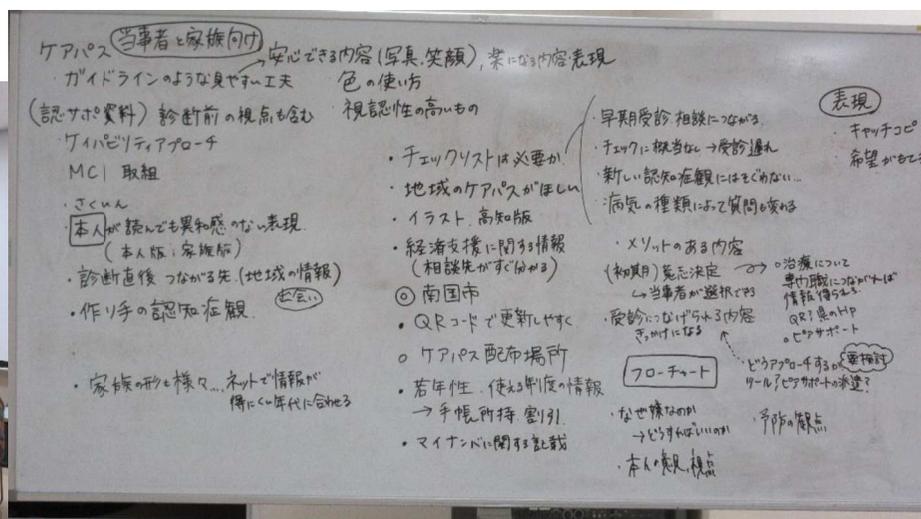
開催日： 第一回 令和6年12月2日(月) 18:30~

参加者：

認知症当事者, 認知症の人と家族の会, 認知症専門医, 若年性認知症支援コーディネーター, 学識者, 民生委員児童委員協議会, 居宅介護支援事業所協議会など

協議内容：

- 新しい認知症観を浸透させるための現状課題と今後の取組について



新しい認知症観を浸透させるため沢山の視点からご意見をいただきました。

# 認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりを考える会

## 協議内容まとめ

- 認知症当事者・家族の意見を丁寧に聞き、施策へ反映させることが大事である。
- 新しい認知症観の浸透のためには、予防的な観点より、診断後の不安を軽減するような情報発信や取組をしていく必要がある。
- 認知症に対して否定・混乱期にある方に対して、ピアサポートのような支援体制も必要。当事者だからこそ共感できることもある。
- 認知症になっても社会参加できる場や、安心して集える場が必要。現状の認知症カフェは当事者が参加しやすい場にはなっていない。認知症カフェの目的や機能について見直す必要がある。

### 今後の取組内容

- 認知症診断後、または不安に感じている方が必要な支援やサービスにつながるための認知症ケアパスの見直し
- 新しい認知症観の浸透を図るための啓発ツールの制作
- ピアサポート事業や本人発信支援の体制づくりなど

上記に限らず、本市の認知症施策について検討し、施策へ反映  
今年度は計4回開催予定

# 高知市成年後見制度利用促進基本計画

第二期成年後見制度利用促進基本計画策定に向けて

# 高知市成年後見制度利用促進基本計画

## 第一期高知市成年後見制度利用促進基本計画

### 基本理念

誰もが住みたい場所で、自らの希望が叶えられ、安心して暮らすことができる高知市の実現

### 計画期間

令和3年度から令和6年度末まで

### 計画の位置付け

成年後見制度の利用促進に関する法律の第14条第1項に規定される市町村計画として策定

### 基本目標

- ① 権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し支える
- ② 市民一人ひとりが望む生活を考え表明する
- ③ 本人の意思を大切にして能力に応じたきめ細やかな対応を図る

## 第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画策定の考え方

第一期計画の取組評価を行った上で、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画、高知市の調査結果、専門職団体等の意見等を踏まえ策定

# 高知市成年後見制度利用促進計画の概要（案）

## 第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の概要（案）

### 基本理念

誰もが住みたい場所で、自らの希望が叶えられ、安心して暮らすことができる高知市の実現

### 計画期間

令和7年度から令和9年度末まで

### 計画の位置付け

- 成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項に規定される市町村計画として策定
- 上位計画である高知市地域福祉活動推進計画や高知市高齢者保健福祉計画, 高知市障害者計画, 高知市健康づくり計画等と整合・連動を図り地域共生社会の実現を目指す

### 基本目標

- ① 成年後見制度の普及促進
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 包括的な相談支援体制の充実
- ④ 権利擁護支援チームの自立支援
- ⑤ 意思決定支援の普及促進

# 第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画 基本目標と数値目標（案）

基本目標	指標名	現状値	計画目標値	対象者	取組
<b>1 成年後見制度の普及促進</b>  成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって一人で決めることが不安な人や判断能力が不十分な人の権利と利益を保護する法的な制度であり、制度を必要とする人の意思を尊重しつつ、利用者に代わって財産管理や日常生活の決定を支援します。市民に制度の正しい理解が広がり、制度を必要とする人が安心して利用できるよう制度の普及に取り組みます。	高齢者の成年後見制度の認知度	35.7%	55%	高齢者	① 市民向けの普及啓発 ② 支援者向けの普及啓発
	知的障がい者の成年後見制度の認知度	20.7%	42%	知的障がい者	① 市民向け普及啓発 ② 支援者向け普及啓発
	精神障がい者の成年後見制度の認知度	15.5%	23%	精神障がい者	① 市民向け普及啓発 ② 支援者向け普及啓発
	多職種による成年後見制度の普及啓発	効果的・効率的な普及啓発の実施		全ての方	① 多職種による普及啓発の連携支援 ② 多職種が連携した普及啓発
<b>2 成年後見制度の利用支援</b>  認知症や障がいなどによって判断能力が不十分になっても、頼れる親族等がおらず後見開始の審判の請求が期待できない人の成年後見制度の利用を支援します。また、本人にとって適切な後見人等候補者を選定するとともに、市民が後見等業務の担い手として活躍し、成年後見制度の利用支援に参加することのできる体制づくりに取り組みます。	高齢者の市長申立て件数	22件	円滑な市長申立ての実施	全ての方	① 円滑な市長申立ての実施 ② 成年後見制度の費用助成 ③ 受任調整会議の開催 ④ 受任調整の支援 ⑤ 新たな担い手の参画
	知的障がい者の市長申立て件数	2件			
	精神障がい者の市長申立て件数	5件			
	受任調整件数	適切な後見人等候補者の選定			
<b>3 包括的な相談支援体制の充実</b>  権利擁護に関する総合的な相談対応や個別支援を行う中核機関を設置・運営し、権利擁護支援が必要な方や後見人等が困った時に直ぐに相談することができるよう相談窓口を広く周知します。また、各機関が個別支援を行う中で権利擁護支援の必要な方の早期発見に努め、成年後見制度の利用を含めた速やかな支援につなげます。	高齢者の認知症についての相談窓口の周知度	28.2%	50%	高齢者	① 相談窓口の周知
	困った時に相談先がある知的障がい者の割合	85.8%	91%	知的障がい者	① 相談窓口の周知
	困った時に相談先がある精神障がい者の割合	81%	87%	精神障がい者	① 相談窓口の周知
	包括的な相談支援	多職種と連携した相談支援		全ての方	① 総合相談支援体制の整備 ② 多職種との連携強化 ③ 各機関による権利擁護支援
<b>4 権利擁護支援チームの自立支援</b>  成年後見制度の利用者を支援する後見人等が円滑な後見等業務を行えるよう助言・支援することで、後見人等が対応に困り孤立することを防ぎます。複合的な課題を抱える困難な事例は、それぞれの機関だけでは支援は難しいため、中核機関が中心となって多様な分野・主体が連携する権利擁護支援チームをコーディネートし、後見人等を支援することのできる仕組みづくりに取り組みます。	後見人等をフォローアップした割合	—	100%	全ての方	① 後見人等の支援 ② 困難事例の支援方法の協議 ③ 多職種による権利擁護支援チームの支援
	多職種による権利擁護支援チームの支援	多職種が連携した支援			
<b>5 意思決定の普及促進</b>  加齢や認知症などによって判断能力が低下する前に、将来自分が望む医療やケア等について身近な人と話し合い意思表明することの重要性や、意思決定の支援者となる方に対して意思決定支援の必要性を普及啓発することで、成年後見制度を利用するようになって、本人の意思を尊重した支援を受けることができるよう取り組みます。	自分が望む医療やケア等を身近な人と話し合っている人の割合(数値目標は高齢者のみ)	28.2%	40%	全ての方	① 市民向けの普及啓発 ② 市民及び支援者向けの普及啓発 ③ 支援者向けの普及啓発
	意思決定の普及啓発	効果的な普及啓発の実施			

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画 今年度のスケジュール

	7月	9月	11月	12月	1月	2月	3月
成年後見制度利用促進計画骨子案	◆7/18 ①審議会						
意見交換会	◆1回目 7/25	◆2回目 9/26					
第二期成年後見制度利用促進計画進捗			②審議会 11/29	③審議会 12/19			
パブリックコメント					1/9~2/6 		
第二期成年後見制度利用促進基本計画原案							3/14~21 ④審議会

### (3) 保険者機能強化推進交付金・介護 保険保険者努力支援交付金について

➤ 別紙資料4とあわせてご覧ください。

## 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

### 1 概要

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対して国が評価指標を定め、達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付するもの。

国が定めた評価指標の構成に基づき、各市町村が自らの取組等について達成状況の評価を行い、国が採点した結果、高知市の得点及び交付額は以下のとおりとなった。

※国の事業概要は P41 のとおり。

### 2 評価指標の構成

保険者機能強化推進交付金	介護保険保険者努力支援交付金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な地域のあるべき姿</li> <li>・ 公正・公平な給付を行う体制の構築</li> <li>・ 介護人材の確保、その他のサービス提供基盤の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防/日常生活支援の推進</li> <li>・ 認知症総合支援の推進</li> <li>・ 在宅医療・在宅介護連携体制の構築</li> </ul>

※各交付金の評価指標（詳細）は別紙資料 4-1 参照

### 3 令和 6 年度高知市の得点及び交付額

区分	配点	全国平均	高知市	得点率	交付額	中核市順位 (全国順位)
推進	400 点	205.64 点	268 点	67.0%	29,919 千円	7 / 62 (232 / 1,781)
努力	400 点	216.72 点	220 点	55.0%	58,958 千円	50 / 62 (893 / 1,781)
合計	800 点	422.36 点	488 点	61.0%	88,877 千円	26 / 62 (480 / 1,781)

※中核市の順位（詳細）は、別紙資料 4-2 参照

※評価指標に基づき評価を行った結果であり、高知市が実施している事業が得点に直結していない場合がある。

参考\_保険者機能強化推進交付金等交付額(実績)

(単位:千円)

	推進	努力	合計
平成30年度	56,660	0	56,660
令和元年度	55,872	0	55,872
令和2年度	53,069	51,618	104,687
令和3年度	53,121	52,959	106,080
令和4年度	50,244	42,017	92,261
令和5年度	47,636	65,668	113,304
令和6年度	29,879	58,687	88,566

国の令和6年度の保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る予算は全体で300億円であり、前年度と比較すると50億円の減額となっている。

市町村への配分額は、保険者機能強化推進交付金が95億円(対前年▲47.5億円)、介護保険保険者努力支援推進交付金が190億円(前年同額)となっていることから、各市町村に配分される交付金の総額も令和5年度から令和6年度で減額となっている。

# 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和6年度当初予算案 (一般財源) 100億円 (150億円)  
(消費税財源) 200億円 (200億円)

## 1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。
- 令和5年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカムに関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減など、制度の効率化・重点化を図るための見直しを行ったところであり、令和6年度においてもこれらを踏まえつつ、引き続き保険者機能強化の推進を図る。

## 2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。
- ※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使途範囲を限定。

### 【実施主体】

都道府県、市町村

### 【交付金の配分に係る主な評価指標】

- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
- ④ 介護予防の推進
- ② ケアマネジメントの質の向上
- ⑤ 介護給付適正化事業の推進
- ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化
- ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

### 【交付金の活用方法】

<都道府県分>

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

<市町村分>

国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要の事業を充実。

### 【補助率・単価】

定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

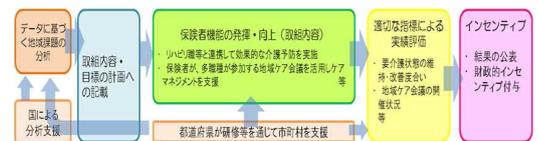
### 【負担割合】

国10/10

### 【事業実績】

交付先47都道府県及び1,571保険者（令和4年度）

### （交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ）



## 令和6年度における保険者機能強化推進交付金等に係る予算案について

- 令和6年度における保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る予算案については、介護職員の処遇改善や、現下の物価高騰への対応など、介護報酬を必要な水準に引き上げつつ、その他介護保険制度関連予算の調整を行った結果、保険者機能強化推進交付金について対前年度▲50億円となる。（介護保険保険者努力支援交付金については、介護予防・健康づくりの取組の重要性に鑑み、対前年度同額を確保。）

（参考）令和6年度予算案

- ・ 保険者機能強化推進交付金：100億円（150億円）
- ・ 介護保険保険者努力支援交付金：200億円（200億円） ※（）内は前年度当初予算額

- これに伴い、令和6年度における都道府県・市町村への配分額については、各交付金の5%相当額（17.5億円）を都道府県分、残り（332.5億円）を市町村分とする従来の考え方を踏まえ、次のとおりとする。

		令和6年度分	令和5年度分
都道府県分	保険者機能強化推進交付金	5億円	7.5億円
	介護保険保険者努力支援交付金	10億円	10億円
市町村分	保険者機能強化推進交付金	95億円	142.5億円
	介護保険保険者努力支援交付金	190億円	190億円
合計		300億円	350億円